

8.Q&A

Q1 空き家は利活用しなければならないのでしょうか？

空き家を必ず利活用しなくてはならないわけでもありませんし、空き家のまま保管していても構いません。ただし、維持管理は行う必要があります。

Q2 親(所有者)が認知症でも空き家の売却はできますか？

たとえ親(所有者)が認知症であっても、所有者以外の意思だけで空き家を売却することとはできません。成年後見制度を活用する場合でも、成年後見人が所有者に代わって、その居住用不動産を処分する場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

Q3 補助制度を利用して建物を解体したいのですが、一部を倉庫として残せますか？

空き家の一部のみを除却する工事が補助対象となるか否かについては、市町ごとに取扱いが異なりますので、各市町の担当課にご確認ください。

Q4 相続を放棄した場合、空き家の管理責任はなくなりますか？

相続放棄を行ったとしても、管理責任が発生する場合があります。相続を放棄する時に、相続財産を占有している場合(相続財産が住宅の場合は、その住宅に居住している場合等)には、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その財産の保存を行わなければなりません。

Q5 隣の空き家から樹木が越境してきています。枝を伐採してよいのでしょうか？

隣の空き家から樹木が越境し、樹木の所有者にその枝の切り取りを催告しても対応されないなどの民法で定める要件を満たす場合には、越境を受けた土地の所有者が、自ら切り取ることができるようになりました。枝などを実際に切る場合には、事前に専門家等に民法上の要件を満たすかについて確認してください。